

第8期及び第9期 介護保険料比較表

資料2-2

	第8期保険料(令和3年度～令和5年度)				第9期保険料(令和6年度～令和8年度)			
	基準額:5,820円(月額)				基準額:5,990円(月額)			
	所得段階	対象者	乗率	年額	所得段階	対象者	乗率	年額
市民税世帯非課税	第1段階 ※軽減あり	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者	0.45	31,428	第1段階 ※軽減あり	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者	0.415	29,830
		合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	※0.25	※17,460		合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	※0.245	※17,610
	第2段階 ※軽減あり	合計所得と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下	0.65 ※0.40	45,396 ※27,936	第2段階 ※軽減あり	合計所得と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下	0.60 ※0.400	43,128 ※28,752
	第3段階 ※軽減あり	合計所得と課税年金収入の合計が120万円超	0.70 ※0.65	48,888 ※45,396	第3段階 ※軽減あり	合計所得と課税年金収入の合計が120万円超	0.655 ※0.650	47,081 ※46,722
本人非課税	第4段階	合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.85	59,364	第4段階	合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.85	61,098
	第5段階	合計所得と課税年金収入の合計が80万円超	1.00	69,840	第5段階	合計所得と課税年金収入の合計が80万円超	1.00	71,880
市民税本人課税	第6段階	前年合計所得が120万円未満	1.15	80,316	第6段階	前年合計所得が120万円未満	1.17	84,099
	第7段階	前年合計所得が120万円以上125万円未満	1.20	83,808	第7段階	前年合計所得が120万円以上125万円未満	1.22	87,693
	第8段階	前年合計所得が125万円以上210万円未満	1.30	90,792	第8段階	前年合計所得が125万円以上130万円未満	1.27	91,287
					第9段階	前年合計所得が130万円以上210万円未満	1.30	93,444
	第9段階	前年合計所得が210万円以上290万円未満	1.50	104,760	第10段階	前年合計所得が210万円以上290万円未満	1.50	107,820
	第10段階	前年合計所得が290万円以上320万円未満	1.60	111,744	第11段階	前年合計所得が290万円以上320万円未満	1.60	115,008
	第11段階	前年合計所得が320万円以上350万円未満	1.70	118,728	第12段階	前年合計所得が320万円以上350万円未満	1.70	122,196
	第12段階	前年合計所得が350万円以上500万円未満	1.75	122,220	第13段階	前年合計所得が350万円以上420万円未満	1.80	129,384
	第13段階	前年合計所得が500万円以上600万円未満	1.80	125,712	第14段階	前年合計所得が420万円以上520万円未満	1.90	136,572
					第15段階	前年合計所得が520万円以上620万円未満	2.10	150,948
	第14段階	前年合計所得が600万円以上700万円未満	1.85	129,204	第16段階	前年合計所得が620万円以上720万円未満	2.30	165,324
第15段階	前年合計所得が700万円以上850万円未満	1.95	136,188	第17段階	前年合計所得が720万円以上850万円未満	2.40	172,512	
第16段階	前年合計所得が850万円以上1,000万円未満	2.10	146,664	第18段階	前年合計所得が850万円以上1,000万円未満	2.50	179,700	
第17段階	前年合計所得が1,000万円以上	2.20	153,648	第19段階	前年合計所得が1,000万円以上1,500万円未満	2.60	186,888	
				第20段階	前年合計所得が1,500万円以上	2.70	194,076	

※当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。  
 ※国の低所得者に対する保険料軽減策により、第1段階の基準額に対する乗率は0.415から0.245に、  
 第2段階は0.6から0.4に、第3段階は0.655から0.65に軽減されます。

国及び高浜市 9期介護保険料比較表

	国			高浜市		
	所得段階	対象者	乗率	所得段階	対象者	乗率
市民税世帯非課税	第1段階 ※軽減あり	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.455 ※0.285	第1段階 ※軽減あり	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.415 ※0.245
	第2段階 ※軽減あり	合計所得と課税年金収入の合計が80万円超 120万円以下	0.685 ※0.485	第2段階 ※軽減あり	合計所得と課税年金収入の合計が80万円超 120万円以下	0.60 ※0.400
	第3段階 ※軽減あり	合計所得と課税年金収入の合計が120万円超	0.69 ※0.685	第3段階 ※軽減あり	合計所得と課税年金収入の合計が120万円超	0.655 ※0.650
本人非課税 市民税世帯	第4段階	合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.90	第4段階	合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.85
	第5段階	合計所得と課税年金収入の合計が80万円超	1.00	第5段階	合計所得と課税年金収入の合計が80万円超	1.00
市民税本人課税	第6段階	前年合計所得が120万円未満	1.20	第6段階	前年合計所得が120万円未満	1.17
	第7段階	前年合計所得が120万円以上210万円未満	1.30	第7段階	前年合計所得が120万円以上125万円未満	1.22
				第8段階	前年合計所得が125万円以上130万円未満	1.27
				第9段階	前年合計所得が130万円以上210万円未満	1.30
	第8段階	前年合計所得が210万円以上320万円未満	1.50	第10段階	前年合計所得が210万円以上290万円未満	1.50
				第11段階	前年合計所得が290万円以上320万円未満	1.60
	第9段階	前年合計所得が320万円以上420万円未満	1.70	第12段階	前年合計所得が320万円以上350万円未満	1.70
				第13段階	前年合計所得が350万円以上420万円未満	1.80
	第10段階	前年合計所得が420万円以上520万円未満	1.90	第14段階	前年合計所得が420万円以上520万円未満	1.90
	第11段階	前年合計所得が520万円以上620万円未満	2.10	第15段階	前年合計所得が520万円以上620万円未満	2.10
	第12段階	前年合計所得が620万円以上720万円未満	2.30	第16段階	前年合計所得が620万円以上720万円未満	2.30
	第13段階	前年合計所得が720万円以上	2.40	第17段階	前年合計所得が720万円以上850万円未満	2.40
				第18段階	前年合計所得が850万円以上1,000万円未満	2.50
第19段階				前年合計所得が1,000万円以上1,500万円未満	2.60	
第20段階				前年合計所得が1,500万円以上	2.70	